

告示

埼玉県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上高野ショッピングセンターA棟

幸手市大字上高野字本村前八百十二番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）株式会社コナカ

代表取締役 湖中謙介

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五百十七ー一

（変更後）株式会社マックハウス

代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

株式会社エーピーシーマート

代表取締役 野口実

東京都渋谷区神南一丁目十一番五号

株式会社フォーユー

代表取締役 清水孝浩

香川県高松市今里二丁目十六番地一

アイジャパン株式会社

代表取締役 澤田泰行

さいたま市北区宮原一丁目五百五番地一

ハ 変更年月日

平成二十一年五月二十三日

二 届出年月日

平成二十二年三月二十五日

ニ 縦覧期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課